

(別紙 1)

令和7年度
大分県鳥獣被害対策本部会議

防護柵の設置について

(農地・農村整備課、森林整備室、園芸振興課)

令和7年6月10日(火)

農地整備にあわせた獣害対策について

令和7年6月10日 農地・農村整備課

- 担い手への農地集積や生産性の向上を図るため農地の区画拡大や汎用化等の基盤整備を実施。
- あわせて農業経営を安定的に行えるよう農産物被害防止のための鳥獣被害防止柵を整備。

<事業内容>

事業名：水田畑地化推進基盤整備事業（水田主体の整備）
畑地帯総合整備事業（畑の再整備）

必要性を検討し、農地整備にあわせて、
下記のようなイメージで鳥獣被害防護柵を設置

◆パターン1（面整備等をする受益を囲むもの）



※地区の実情により、必要最小限で集落や林地を含めて鳥獣害防護柵を設置することも可

直近5年の整備延長



整備地区

柵設置作業状況

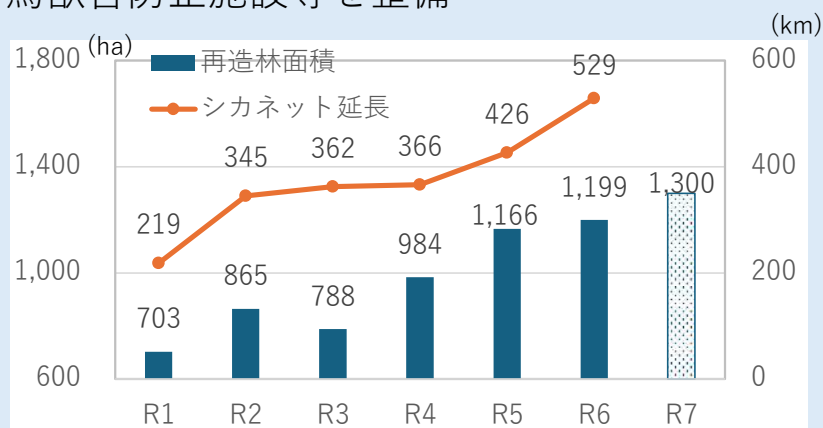


柵設置状況
(赤破線)



公共造林事業における獣害対策の取組みについて 大分県農林水産部 森林整備室

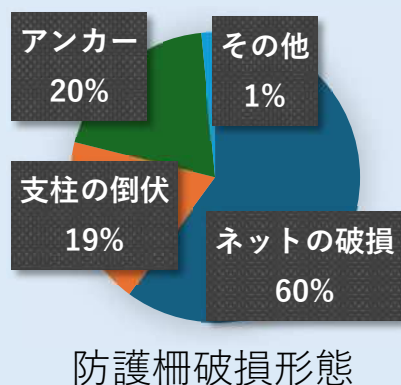
人工造林（再造林）等の付帯施設等整備として、鳥獣害防止施設等を整備



R6の実績

シカネット 529km
単木保護資材 78ha
樹皮保護資材 0.2ha

防護柵の点検状況
3,443カ所のうち
471カ所（14%）
で破損、被害あり



R7の取組み

○より防護効果の高いスカートネット（網目100mm）への誘導補助率の嵩上げ（スカートネット設置に限る）

86%補助 → R7：90%補助へ

※国51%、県17%、市町村15%(+2%)を条件に県上乗せ7%(+2%)

○シカネット（スカートネット）の設置・管理研修会の実施
県内13森林組合ごとに、設置者（作業者）を対象に実施

○シカネットの維持管理の再徹底

設置したシカネット等の見回りについて、下刈り等の作業時、台風や積雪後に実施を指導。

管理主体等から点検報告書を提出させ、施設の機能が十分発揮されるような体制へ。



園芸振興課における鳥獣被害防止事業

－おおいた園芸産地づくり支援事業・規模拡大支援事業－

1 事業概要

規模拡大生産者等が鳥獣被害防止に要する経費に対して、市町村が補助する場合において補助するもの

実施主体：農業協同組合、農業公社
認定農業者、認定新規就農者、
親元就農者、再生協議会 等
補助率：産地拡大推進・地域担い手支援品目
県1/3, 市町村1/3
採択要件：1戸以上、新植、改植等に附帯する
場合は、1受益者あたり概ね10a以上

2 令和6年度実績及び7年度計画

(単位:千円)

年度	R6 (実績)	R7 (計画)
事業量	①キウイフルーツWM1,295m (杵築市) ②キウイフルーツWM432m (佐伯市) ③キウイフルーツWM310m (佐伯市) ④くりWM240m (佐伯市) ⑤ぶどう、柑橘WM1,175m (豊後高田市) ⑥ゆずWM817m (豊後高田市) ⑦露地柑橘WM536m (佐伯市)	①レモンWM110m (佐伯市) ②レモンWM130m (佐伯市) ③かぼすWM200m (佐伯市) ④ぶどうWM570m (豊後高田市) ⑤キウイフルーツWM141m (佐伯市)
事業費	15,968	15,195
県費	5,044	5,064
その他	10,924	10,131

3 設置状況(R6佐伯市キウイ企業参入圃場の設置例)

圃場総面積 3,432m²
ワイヤーメッシュ432m(赤線)
* 黒線の格子は果樹棚

